

## 平成21事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針のポイント

### 1. 金融危機の経験と今後の金融監督の基本的考え方

本事務年度の監督行政においても、ベター・レギュレーションを基本に据え、その一層の定着・進化を図る。その際、以下の点に特に留意。

リスク感応度の高い行政、国民の目線・利用者の立場に立った行政、将来を見据えた行政、金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政対応に努める。

証券取引等監視委員会ほか関連部署、自主規制機関及び日本銀行との一層の連携、海外当局との連携に努める。

職員の資質向上に取り組むとともに、金融知識の一層の普及に努める。

### 2. リスク管理と金融システムの安定

証券会社等について、「早期警戒制度」の的確な運用や、業況等の業界横断的・時系列的な分析を実施。

特に大規模で複雑な業務を行う証券会社等は、グループ全体のリスク管理態勢を検証。

集団投資スキーム（ファンド）の実態把握の取組みを継続し、いわゆるヘッジファンド等の実態把握に努める。

Jリートの資金調達状況等のモニタリングを継続し、投資家への情報提供を促す。信用格付業者に対する規制・監督を円滑かつ適切に実施。

金融システム全体の持続的・安定的な発展が見込めるよう、日銀とも連携し、リスクの集中状況や波及経路等を注視。

### 3. 顧客保護と利用者利便の向上

顧客から信頼され長期的な関係を構築できるよう、顧客目線に立った営業を徹底。

特に投資信託・仕組債・デリバティブ等のリスク性商品等の勧誘・説明態勢を検証。

苦情・相談の処理態勢や、金融ADR制度の開始に向けた準備状況も検証。

外国為替証拠金取引に係る各種規制の円滑かつ適切な実施等に向けて取組み。

ファイアーウォール規制の見直しを受けた対応状況について検証。

経営管理（ガバナンス）と内部管理態勢の整備状況を検証。特に、情報セキュリティ管理等に係る内部管理態勢や、役職員の不正行為防止に向けた取組状況を検証。

財務内容の悪化等による廃業等の動きが見られた場合には、顧客財産の保全状況等に細心の注意を払いつつ対応。システムの継続性に係るリスク管理や、新型インフルエンザ・地震等に備えた業務継続態勢の構築状況も確認。

無登録業者に対しては、警察等と連携して適切に対応。

（以 上）